

事務局確認物質（過硫酸塩）の取扱いについて

1 過硫酸塩（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム）

[確認事項]：過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウムを過硫酸塩としてまとめて表記することは可能かどうか検討する。

⇒ 事務局において確認したところ、過硫酸塩は、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウムの3物質のみが該当すると思われる。

しかしながら、このようにいくつかの物質をその総称で一括して表記する場合には、その前提として、それぞれの物質が労働基準法施行規則別表第1の2の4号に基づく大臣告示に列挙する疾病の選定に関する基本的考え方を満たしている必要がある。

今般の過硫酸ナトリウムについて、確認されている症例報告は、他の過硫酸塩との混合ばく露であり、現時点では、過硫酸ナトリウム単独ばく露に関する十分な情報は蓄積されていないため、過硫酸塩としての告示への追加を見送り、あくまでも過硫酸カリウム、過硫酸アンモニウムの2物質を追加すべきと考える。